【資料1】

2021/06/04 ACCSJ 事務局（文責：高田）

3 月 7 日専門委員会での議論・基準改正方針

本文書は，ACCSJ 基準案策定における第 1 次案を議論した 3 月 7 日専門委員会での議論と，それに対する対応，その他，第 1 次案に対する支援団体のアンケート結果（意見），FPIC 基準案を参考にした，基準案改正の方針を示した文書です。この改正方針にあわせて，ACCSJ 基準〔第 2 次案〕を策定していますので，あわせてご確認ください。今後，第 2 次案に対してさらに検討を深めるとともに，ガイドラインおよび研修プログラムを，支援団体や関係する専門家の協力のもと，整備していきます。

本文書の目次：

◇ 3 月 7 日専門委員会での議論およびそれに対する対応
◇ 今後の ACCSJ 基準案の改正方針について

◇3 月 7 日専門委員会での議論およびそれに対する対応

【3 月 7 日専門委員会の概要】

日時：2021 年 3 月 7 日 14 時～
場所：Zoom 開催
参加者：
理事：二宮，野口
専門委員：小田切，伊藤，神原，福市，松本，工藤，高田，松村
WG：志水，築城，奥野，廣瀬，古市，古川，馬場

1. 子の権利・子の福祉

- 子の権利・安全が上位概念ではないか。十分に基準案に示されていないように感じる
- 福祉・権利ではなく，子どもの権利，福祉の順に示されるべきではないか
- 子どもの人権を尊重する視点がみえない。子ども支援は，面会交流を進めるだけではない
- 子どもに関する内容が薄い
- 各ポイント，手続で子どもの権利・福祉・安全が最優先であることが明示されるべき
- 1．基本には示されているが，手続を示す 7．支援の実施にはほとんど基準がない
- 4．支援および団体の役割に，子どもの人権が明記されていない

事務局対応案：

- 1．(1) に「子どもの権利」を加筆する対応を行う。
- 1．に示されている基本原理（子の権利・子の福祉）は支援手順を含む本基準すべての条項に適用されることを確認する。
- 子どもの人権尊重が薄いようにみえるとした意見が多いことから，子どもの権利尊重の視

点が欠けていないか再検討して必要な追記を行う。

2. 子どもの意見・意思

- 子どもの権利と書かれながら，子の知る権利，意見表明の権利の記述がない
- 子どもの意思確認について義務化されていない
- 子どもの意見，意向をきく仕組み，気持ちの聞き方について記述がない
- 手順において子どもの意思を取り扱うよう工夫ができないか
- 7.（4）子どもの気持ちが，もっと重視されないといけない
- なぜ別居親と生活できなくなったかを子どもが知ることの保障
- 面会交流の後のフォローアップとして，子どもの気持ちを聞くプロセスが必要ではないか
- 子どもの気持ちを聞くこと，傾聴の大切さ。子どもの気持ちを聞いてなにかをしないといけないわけではない。
- 支援側のやりがいのためにも子どもの気持ちを聞くことの意義がある。

事務局対応案：

- 支援現場は非常にセンシティブな状況にある。また，子どもの意見を聞くことの難しさ（支援者の専門性）や裁判所を経てなされた取り決めを実施している支援現場で子どもの意思を尊重することが必ずしも子の福祉を実現するわけではないという現状がある。そのため，子の意見表明権や知る権利を真正面から取り扱うことは，支援現場においては難しい。その現実を理解してもらう必要がある。
- 葛藤の渦中にある父母が面会交流支援を求める。面会交流を支援する現場の実態や面会交流を安全に実施する観点から，支援者が子どもの意見を聞くことを義務づけることが，子どもにネガティブに働くことがある。そのため，現状（第 2 次案 7.（7）およびその注釈）として奨励するところに止めるのが妥当だと考えられる。
- 事後のフォローアップや一般的配慮として子どもの気持ちへの傾聴の重要性を注釈に記述することについて検討したい。
- 研修プログラムにおいて，子どもの気持ちを聞くことの大切さ，子どもに置かれている状況をわかるように説明することの重要性（親子が置かれている状況から，支援の段階で知る権利が行使されることが子の福祉を害することもあることに配慮），子どもの気持ちの聞き方，受け止め方について取り扱いたい。
- 専門家の協力のもと，専門委員の見解を聞きながら，さまざまな子どもの権利としての意見表明権や子どもの知る権利の実現を，面会交流の手続きや支援の場で実現する上での課題の提示や提言をしてはどうか。

3. 子どもの安全

- 児童虐待と DV はセットの問題である。
- 児童虐待の対応で，面会交流制限をどのように位置づけるか検討が必要。
- 研修プログラムの中でどう展開するかが課題となる。

事務局対応案：

- 面会交流を設定する裁判所においても，子の安全や福祉実現のために面会交流を制限することについて十分に検討しているとはいえない。支援者が，裁判所の決定や裁判所でなされた合意に反して面会交流を制限することは，そのボランティア性，支援者が専門家ではないことが多いことから困難である。
- DV を含む児童虐待がある事案において，面会交流をどう取り扱うかについて，日本では，その専門的取扱いが未だ確立されていない。また，行政手続きを含む児童相談所における親との交流における対応も検討されはじめたに過ぎない。そのようなことから，面会交流実施の場での危険を回避することをその内容とした基準に止まらざるをえない。
- DV や児童虐待についての正確な知識がないと，被害者をさらに苦しめたり，さらなる加害・被害を導く危険があるので，研修プログラム等で，正確な知識と面会交流の場に置かれている当事者の状況等について，情報を提供することが重要である。
- 専門家と協力をしながら，面会交流支援にターゲットをおいた研修プログラムを整備する。

4. 手続のあり方について

- 認証を取り消す際の手続も示す必要がある
- 手続保障として，意見を聴取される手続，事前予測可能な手続が必要
- 認証機関，ACCSJ の位置づけ，認証メリットについて明示
  連携しやすい，予算が取りやすい，利用者が利用しやすい，など

事務局対応案：

- 基準とは別に，手続規定を策定して，指摘された手続保障を図る。
- 認証が取り消される手続も手続規定として準備する（取消し等について基準に入れない方針）。
- 認証機関のあり方について，メリット/デメリットをまとめた資料を作成し，ACCSJ の方針を示してはどうか。

5. その他

・規模や内容についてさまざまな支援団体があり，その質などについて不安を聞く（日本離婚・再婚家族と子ども研究学会）

・国家が家族問題に介入することへの危惧がある
　→共同親権と結びつけられないか
　→家族の問題はナーバスな論点が多い

・子どもの立場から家族の問題を構造的に捉えなければ二次被害，三次被害が発生する危険があるのではないか

事務局対応案：

- ACCSJ は，面会交流において家族を支援する支援団体をサポートすることを第一の目的としている。面会交流に支援を必要とする家族が置かれた状況がさまざまであることを前提としており，共同養育・共同親権の導入を推し進めたり否定したりする活動とは一線を引いたものである。ACCSJ の活動における方針を，対外的に明確に提示するよう努めたい。
- 子の権利の実現が親の権利と対立するというような対立構造にならないよう配慮したい。子への支援が親の幸せにつながり，親への支援が子の福祉に繋がるということの実現を図る。

◇今後の ACCSJ 基準案の改正方針について

1. 3 月 7 日専門委員会での議論の検討結果，FPIC の基準案との比較検討の結果を踏まえて，必要な修正を行い，ACCSJ 基準〔第 2 次案〕とする。基準をシンプルに構成する，注釈で補足，詳しい詳細をガイドラインで提示，とする基準作成の方針を維持する。
2. 支援の適正を確保するための認証制度，研修制度のその必要性を丁寧に出す
   →基準そのものではなく，現在「認証のイメージ」で示している情報の前に説明文章
   *法務省・厚労省に提出した要望書の内容
   ✓当事者が安心して支援団体を利用できるように適格性を示す
   ✓必要となるスキルや枠組みを示すことで新たな支援団体の設立を促進する
   ✓社会的必要性と当事者に提供される支援の適格性を示すことで公的援助を可能とする
   ✓公的援助がなされることで，全国各地で支援団体が設立されることを可能とする
   ✓認証制度の根底をなす基準や研修プログラムを，既存の経験ある団体や関係する専門機関の協力により構築することで，当事者のニーズを組み上げるとともに，多様な支援のあり方を維持しつつ全体の専門性を確立し，総合的当事者支援を促す
3. 「しなければならない」等の命令表現を，「する」などの表現に修正する
4. 子どもの権利，子の福祉の実現の目的を全面に示す
5. カタカナ用語（マネジメント）などを控え，難しい言葉について注釈で補足をする
6. 現在，既存団体が対応できていない項目（支援記録など）について，その必要性や重要性について丁寧に示す。積極的な意義づけを行う。
   ✓支援記録
   ✓支援記録の保管
   ✓子どもの権利としての支援記録の保管
   ✓保険加入の奨励
   ✓ケーススタディ，スーパーバイズの奨励
7. FPIC 案にあり必要と思われる修正，追加を行う。